

## 仕 様 書

1. 業 務 名 市営墓地（西部地区）管理清掃業務

2. 業 務 内 容

（1）墓地管理業務

- ① 墓地の使用状況の監視並びに施設管理及び市への連絡
- ② 園路、側溝のごみの回収及び分別
- ③ ②による回収物及びごみ集積所にあるすべてのごみの搬出、処分

（2）墓地清掃業務

- ① 墓地の参道及び両側の雑草木類の刈り払い
- ② 墓地内の通路敷の草の刈り払い
- ③ 墓地内の法面の雑草木類の刈り払い
- ④ 墓地内の立木枝切及び剪定
- ⑤ 刈り払った雑草木類の持ち帰り及び処分

3. 施 行 場 所 下関南霊園（彦島田の首町二丁目）  
西部墓地（西神田町）  
武久（武久第二）墓地（武久町二丁目）  
江の浦墓地（彦島江の浦町八丁目）  
彦島墓地（彦島緑町）

4. 施行内容及び施行回数

（1）下関南霊園

墓地管理業務	年 3 6 回（毎月 3 回）
墓地清掃業務（①②③⑤）	年 2 回
雑草木類刈り払い面積	3, 0 2 0 m <sup>2</sup>
墓地清掃業務（④⑤）	年 1 回
立木枝切及び剪定	2 0 本程度

（2）西部墓地

墓地管理業務	年 2 4 回（毎月 2 回）
墓地清掃業務（①②③⑤）	年 2 回
雑草木類刈り払い面積	1, 6 9 0 m <sup>2</sup>
墓地清掃業務（④⑤）	年 1 回
立木枝切及び剪定	5 本程度

(3) 武久（武久第二）墓地

墓地管理業務	年 24回（毎月 2回）	
墓地清掃業務（①②③⑤）	年 2回	
雑草木類刈り払い面積		1, 170 m <sup>2</sup>
墓地清掃業務（④⑤）	年 1回	
立木枝切及び剪定		10本程度

(4) 江の浦墓地

墓地管理業務	年 26回 (毎月 2回、但し 8、9月は 3回)	
墓地清掃業務（①②③⑤）	年 2回	
雑草木類刈り払い面積		1, 800 m <sup>2</sup>
墓地清掃業務（④⑤）	年 1回	
立木枝切及び剪定		5本程度

(5) 彦島墓地

墓地管理業務	年 15回 (毎月 1回、但し 7、8、9月は 2回)	
墓地清掃業務（①②③⑤）	年 2回	
雑草木類刈り払い面積		356 m <sup>2</sup>
墓地清掃業務（④⑤）	年 1回	
立木枝切及び剪定		5本程度

5. その他留意点

- (1) 管理業務について月 2回の場合は、間隔を 2週間程度あけて行うこと。但し、盆・彼岸にかかる月はその直前、直後に行うこと。
- (2) 墓地清掃業務（①②③⑤）については、1回目を盆までに、2回目を 9月の彼岸までに完了すること。但し、下関南霊園及び西部墓地に限り、1回目を 7月の第三週目までに完了すること。
- (3) 墓地清掃業務（④）については、下関市の指示した箇所を指示した月に行うこと。
- (4) 草刈、清掃等を行う場合は、墓碑を傷つけないよう作業すること。